

# 稲沢市ハンドボール協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は稲沢市ハンドボール協会と称し、事務局は会長の定める場所に置く。

(所属)

第2条 本会は、愛知県ハンドボール協会（以下「本部」という）に所属する。

## 第2章 目的

第3条 本会は稲沢市におけるハンドボール競技の普及発展を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) ハンドボール競技の技能向上のための各種ハンドボール教室の実施。
- (2) 競技会の開催。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## 第4章 組織

第5条 本会は第3条の目的に賛同する下記の会員をもって構成する。

団体会員又は個人会員

第6条 団体会員は愛知県ハンドボール協会に所属し、本会の主旨に賛同した各連盟に加入した団体をいう。

1. 一般クラブ連盟
2. 実業団連盟
3. 学生連盟
4. 高校体育連盟
5. 小中学校体育連盟

個人会員は第3条の目的に賛同し、本会が加入を認めた個人をいう。

## 第5章 理事・役員

第7条 本会に7名以上15名以内の理事をおく。理事の中から次の役員を撰ぶ。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
会計	1名
監事	2名
事務担当	若干名

(役員を選任)

第8条 本会での役員及び監事は理事会での互選により選任する。

役員及び監事はそれぞれ兼任できない。

(任期)

第9条 役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。任期途中の退任による補充者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長は事務局を統括し、会の庶務、文書、総務に係る業務を行う。

(4) 会計は本会の会計業務を管理する。

(監事)

第11条 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

## 第6章 会議

(総会)

第12条 総会は本会会員をもって構成し、会長がこれを召集する。

2 総会は最高の議決機関である。

3 総会は年1回開催するものとする

(総会の定足数)

第13条 総会は会員の3分の1をもって成立する。ただし、会長への委任をもって出席にかえることができる。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は会長または会長の指名した者とする。

(総会の議決事項)

第15条 総会はこの規約に定めるもののほかに次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 会員が発議する事項

(理事会)

第16条 理事会は理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会は年1回開催するものとする。ただし、必要な場合には臨時に開催することができる。

3 理事会は通常業務の執行に関する企画・検討を行う。

(理事会の定足数)

第17条 理事会は理事の過半数をもって成立する。ただし会長への委任をもって出席にかえることができる。

(理事会の議長)

第18条 理事会の議長は会長または会長の指名した者とする。

## 第7章 会計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 補足

(規約の改廃)

第20条 この規約の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附則

1 本規約は平成21年12月12日より施行する。